

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人縁盛会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 社会福祉法人縁盛会定款第8条に基づき、法人の役員等に対して報酬を支給することができる。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬を支給する場合、その額は理事会の決議による。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬を支給する場合は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払うこととする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

2 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき 5,000円

宿泊料 1泊につき 10,000円

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年12月12日最終改訂